

(別添)「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」の一部改正

改 正 後	現 行
19 文 科 高 第 9 1 7 号 社 援 発 第 0328003 号 平 成 2 0 年 3 月 2 8 日 <u>(最終改正)</u> <u>5 文 科 高 第 1276 号</u> <u>社 援 発 1130 第 42 号</u> <u>令 和 5 年 11 月 30 日</u> 各 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 殿 各 国 公 私 立 大 学 長 各 関 係 団 体 の 長 各 地 方 厚 生 (支) 局 長 文部科学省高等教育局長 厚生労働省社会・援護局長 大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 号に規定する社会福祉に関する科目又は第 39 条第 2 号に規定する社会福祉に関する科目（以下「指定科目等」という。）を行う大学等（社会福祉に関する科目を定める省令（平成 20 年文部科学省令・厚生労働省令第 3 号。以下「科目省令」という。）第 5 条第 1 項に規定する学校等をいう。以下同じ。）の確認手続等については、科目省令に定められているところですが、その確認に係る具体的な基準について、別添のとおり、「大学等にお	19 文 科 高 第 9 1 7 号 社 援 発 第 0328003 号 平 成 2 0 年 3 月 2 8 日 各 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 殿 各 国 公 私 立 大 学 長 各 関 係 団 体 の 長 各 地 方 厚 生 (支) 局 長 文部科学省高等教育局長 厚生労働省社会・援護局長 大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 号に規定する社会福祉に関する科目又は第 39 条第 2 号に規定する社会福祉に関する科目（以下「指定科目等」という。）を行う大学等（社会福祉に関する科目を定める省令（平成 20 年文部科学省令・厚生労働省令第 3 号。以下「科目省令」という。）第 5 条第 1 項に規定する学校等をいう。以下同じ。）の確認手続等については、科目省令に定められているところですが、その確認に係る具体的な基準について、別添のとおり、「大学等にお

いて開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針」を定め、大学等が開設する指定科目等の確認に際しては、科目省令によるほか、この指針に基づき行うこととし、平成 21 年 4 月 1 日（科目省令附則第 2 条に規定する準備行為を行う場合にあっては、平成 20 年 4 月 1 日）より適用することとしましたので通知します。

別添

大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針

1 指定科目等の確認申請書等に関する事項

(1) ～ (3) (略)

(4) 大学等確認申請書及び大学等確認変更届の提出は、電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出部数は 2 部とすること。

(5) (略)

2 ～ 6 (略)

7 実習に関する事項

(1) ソーシャルワーク実習を担当する教員は、少なくとも週 1 回以上の定期的巡回指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、実習期間中に少なくとも 1 回以上の巡回指導を行う場合に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的巡回指導に代えて、学生が社会福祉士養成施設において学習する日を設定し、指導を行うこと（以下「帰校日指導」という。）も差し支えないこと。

なお、巡回指導及び帰校日指導は対面で行うことを基本とするが、学生の希望に基づき、先進的な取組を行っている地域や卒業後の U ターン就職を見据えた出身地など、学生が通う学校から遠方の実習施設で実習を行う場合は、巡回指導及び帰校日指導に代えて教員が学生のいる実習施設とオンラインで接続した実習指導を行うことも可能とする。オンラインで接続した実習指導を行う場合においても、当該学生の実習が始まる前 1 年以内に 1 回以上実習施設の視察を行い、実習指導者との十分な連携の下適切な指導環境を確保すること。また、「ソーシャルワーク実習・実習指導における ICT 活用のガイドライン（令和 5 年 11 月 30 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）」を参照し、実習施設に対する説明（ICT 活用の目的・設備や機材など環境整備等）や情報セキュリティの十分な確保など必要な措置を講ずること。

(2) ～ (9) (同右)

8、9 (同右)

別表 1、2、様式 (同右)

いて開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針」を定め、大学等が開設する指定科目等の確認に際しては、科目省令によるほか、この指針に基づき行うこととし、平成 21 年 4 月 1 日（科目省令附則第 2 条に規定する準備行為を行う場合にあっては、平成 20 年 4 月 1 日）より適用することとしましたので通知します。

別添

大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針

1 指定科目等の確認申請書等に関する事項

(1) ～ (3) (略)

(4) 大学等確認申請書及び大学等確認変更届の提出部数は 2 部とすること。

(5) (略)

2 ～ 6 (略)

7 実習に関する事項

(1) 実習先は、巡回指導が可能な範囲で選定するとともに、ソーシャルワーク実習を担当する教員は、少なくとも週 1 回以上の定期的巡回指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、実習期間中に少なくとも 1 回以上の巡回指導を行う場合に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的巡回指導に代えて、学生が大学等において学習する日を設定し、指導を行うことも差し支えないこと。

(2) ～ (9) (略)

8、9 (略)

別表 1、2、様式 (略)